

關 係 資 料

秋田市しあわせづくり市民意識調査

11月4日(金)まで、返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストに入れてください。

住みごころについて

問1 あなたは、秋田市のすみごころをどのように感じていますか。次の中から1つ選んで番号を記入してください。 (記入欄)

- 1 住みやすい 2 どちらかといえば住みやすい 3 どちらともいえない
4 どちらかといえば住みにくい 5 住みにくい

問2 あなたは、秋田市に住んでいて次のことについてどのように感じていますか。それぞれについてをつけてください。

項 目	よい	どちらか といえば よい	ふつう	どちらか といえば 悪い	悪い
1 道路の整備状況は	1	2	3	4	5
2 まちのにぎわいは	1	2	3	4	5
3 公園や緑地、街路樹など緑の豊かさは	1	2	3	4	5
4 まちなみなどの景観は	1	2	3	4	5
5 観光地としての魅力は	1	2	3	4	5
6 産業や雇用の状況は	1	2	3	4	5
7 経済・学術交流などの国際化の進みぐあいは	1	2	3	4	5
8 大雨、地震など自然災害への安全性は	1	2	3	4	5
9 防犯への取り組みは	1	2	3	4	5
10 バス、電車などの利用しやすさは	1	2	3	4	5
11 冬期の除雪については	1	2	3	4	5
12 買い物のしやすさは	1	2	3	4	5
13 食の安全・安心は	1	2	3	4	5
14 高齢者・障害者の生活のしやすさは	1	2	3	4	5
15 子どもの育てやすさは	1	2	3	4	5
16 病院などの医療機関の利用しやすさは	1	2	3	4	5
17 健康診断や予防接種などの受けやすさは	1	2	3	4	5
18 ごみの収集・処理やリサイクルへの取り組みは	1	2	3	4	5
19 環境保全への取り組みは	1	2	3	4	5
20 町内会など自治活動の状況は	1	2	3	4	5
21 NPO・ボランティア活動など市民活動のしやすさは	1	2	3	4	5
22 レジャー・娯楽などレクリエーションのしやすさは	1	2	3	4	5
23 各種講座やサークルなど生涯学習のしやすさは	1	2	3	4	5
24 スポーツ活動のしやすさは	1	2	3	4	5
25 文化・芸術活動のしやすさは	1	2	3	4	5
26 女性の社会参加のしやすさは	1	2	3	4	5
27 市民の市政参加のしやすさは	1	2	3	4	5
28 市役所の窓口サービスは	1	2	3	4	5
29 広報あきたなど市政情報の得やすさは	1	2	3	4	5
30 ホームページを使った市民サービスは	1	2	3	4	5

秋田市の施策について

問3 秋田市の施策について

秋田市が行っていることの中で、あなたはどのような面に力を入れて欲しいと思いますか。次の中から5つまで選んでください。

(記入欄)

--	--	--	--	--

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 道路交通網の整備 2 バス路線の維持 3 冬期の除雪 4 中心市街地のにぎわい創出 5 公営住宅の供給 6 上水道、下水道の整備 7 美しい景観づくり 8 公園整備や緑化の推進 9 環境保全対策 10 ごみ処理やリサイクル対策 11 I T 基盤整備 12 商工業の振興や地元経済の活性化 13 雇用対策 14 観光振興 15 農林水産業の振興 16 高齢者福祉 17 障害者福祉 | <ul style="list-style-type: none"> 18 子育て支援 19 乳幼児医療・児童福祉 20 健康づくり・医療・保健衛生 21 防犯・防災対策 22 消費者問題対策 23 小・中学校の教育環境整備 24 大学など高等教育環境の整備 25 生涯学習環境の整備 26 青少年の健全育成 27 スポーツ振興 28 芸術・文化振興 29 住民自治やコミュニティの振興 30 N P O ・ボランティア活動などの市民活動促進 31 男女共生の推進 32 市民への広報、広聴の充実 33 その他() |
|--|--|

その中で、あなたが一番力を入れて欲しいと思うものはどれですか。

(記入欄)

--

市民協働について

※別添参考資料参照

問4 これからの市と市民による公共サービスの役割分担について、あなたの考えに近いものにつけてください。

公 共 サ ー ビ ス		市が担う	市と市民が協働で担う	市民が担う	わからない	
						例
1	地域の道路の管理	・枝払い、草刈、側溝清掃、花プランターの設置など	1	2	3	4
2	地域の公園や街路樹の管理	・公園内の草取り、植栽の管理など	1	2	3	4
3	環境活動	・ごみの減量化、リサイクルの推進、環境意識啓発活動など	1	2	3	4
4	自宅周辺の除排雪		1	2	3	4
5	里地・里山の保全	・枝払い、下刈、間伐、自然観察会など	1	2	3	4
6	高齢者の生活支援	・一人暮らし高齢者の見守り、声かけなど	1	2	3	4
7	障害者の生活支援	・巡回、介助など	1	2	3	4
8	地域での子育て支援	・児童館の管理や児童クラブの運営、育児サポートなど	1	2	3	4
9	健康増進活動	・地域での健康づくり教室や勉強会の開催など	1	2	3	4
10	防災活動	・災害等に対応できる地域の体制づくりなど	1	2	3	4
11	公衆トイレの維持管理	・トイレ美化、トイレトペーパー補充など	1	2	3	4
12	地域の文化財の管理・活用	・史跡、建造物等文化財の管理、見学者への説明など	1	2	3	4
13	地域の公共施設の維持管理	・コミュニティセンター等の利用者受付、施設清掃、鍵の管理など	1	2	3	4

秋田市は、市民協働を推進することにより、市民の暮らしや意識が次のように変わることを期待していますが、あなたはどう思いますか。あなたの考えに近いものに をつけてください。

市民の暮らしや意識の変化	そう思う	どちらかという そう思う	どちらかという そう思わない	そう思わない
1 市政に関心をもつ市民が増える	1	2	3	4
2 市民が秋田市の現状をこれまで以上に知ることができる	1	2	3	4
3 地域住民同士の連携が強くなる	1	2	3	4
4 地域の枠にとらわれない市民同士の連携が強くなる	1	2	3	4
5 市民活動に参加する市民が増える	1	2	3	4

都市内地域分権について

※別添参考資料参照

問7 秋田市における都市内地域分権について

【都市内地域分権とは】

市民に身近な行政サービスを身近な場所で提供することや、地域の課題は一定程度地域で解決できる体制づくりを行うことです。合併により市域が拡大した秋田市にとって、その推進は、まさに直面する課題です。今後、その拠点施設として、東部・西部・南部・北部・中央・河辺・雄和の7地域へ（仮称）市民サービスセンターを配置することとしています。

秋田市は、上記のような都市内地域分権の実現に取り組んでいます。このことをあなたは知っていましたか。

(記入欄)

- 1 知っている 2 ある程度知っている 3 言葉は知っている
4 知らない

このような秋田市の取り組みをあなたはどう思いますか。

(記入欄)

- 1 推進すべき 2 ある程度推進すべき 3 どちらともいえない
4 あまり推進すべきではない 5 推進すべきではない

秋田市は、都市内地域分権を推進することにより、次のような公共サービスの変化を期待していますが、あなたはどう思いますか。あなたの考えに近いものに をつけてください。

秋田市の公共サービスの変化	そう思う	どちらかという そう思う	どちらかという そう思わない	そう思わない
1 市の組織や財政がスリム化する	1	2	3	4
2 地域の課題を地域で解決できる	1	2	3	4
3 市民の多様なニーズに対応できる	1	2	3	4
4 市が住民ニーズを的確に把握できるようになる	1	2	3	4
5 市政運営に市民の意見が的確に反映される	1	2	3	4

秋田市は、都市内地域分権を推進することにより、市民の暮らしや意識が次のように変わることを期待していますが、あなたはどう思いますか。あなたの考えに近いものに をつけてください。

市民の暮らしや意識の変化	そう思う	どちらかという そう思う	どちらかという そう思わない	そう思わない
1 市政に関心をもつ市民が増える	1	2	3	4
2 市民が秋田市の現状をこれまで以上に知ることができる	1	2	3	4
3 地域住民同士の連携が強くなる	1	2	3	4
4 地域の自主性・独自性が高まる	1	2	3	4
5 市民活動に参加する市民が増える	1	2	3	4

あなたご自身について

問10 最後に、あなたご自身のことについて伺います。それぞれ該当する番号を記入してください。

あなたの性別は。

(記入欄)

1 男 2 女

あなたの年齢は。(平成17年10月1日現在の満年齢)

(記入欄)

1 20歳未満 2 20歳～29歳 3 30歳～39歳 4 40歳～49歳
5 50歳～59歳 6 60歳～69歳 7 70歳以上

あなたのお住まいは。

(記入欄)

※旧秋田市は大字単位、旧河辺・雄和町は、旧町村単位となっています。

中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	河辺地域
1 大町	16 東通	36 新屋	41 牛島東	52 寺内	68 岩見三内
2 旭北	17 手形	37 勝平	42 牛島西	53 外旭川	69 和田
3 旭南	18 手形(字)	38 浜田	43 牛島南	54 土崎港中央	70 戸島
4 川元	19 手形山	39 豊岩	44 卸町	55 土崎港東	
5 川尻	20 泉(JR線東側)	40 下浜	45 大住	56 土崎港西	
6 山王	21 旭川		46 仁井田	57 土崎港南	
7 高陽	22 新藤田		47 御野場	58 土崎港北	
8 保戸野	23 濁川		48 御所野	59 土崎港その他	雄和地域
9 泉(JR線西側)	24 添川		49 四ツ小屋	60 将軍野東	71 川添
10 千秋	25 山内		50 上北手	61 将軍野南	72 種平
11 中通	26 仁別		51 山手台	62 将軍野その他	73 戸米川
12 南通	27 広面			63 港北	74 大正寺
13 檜山	28 柳田			64 飯島	
14 茨島	29 横森			65 金足	
15 八橋	30 桜			66 下新城	
	31 桜ガ丘			67 上新城	
	32 桜台				
	33 大平台				
	34 下北手				
	35 太平				

同居している家族は。

(記入欄)

1 単身 2 夫婦のみ 3 親子(2世代) 4 親・子・孫(3世代)
5 その他

あなたは、秋田市にお住まいになって、通算して何年くらいになりますか。

(記入欄)

1 30年以上 2 20年～29年 3 10年～19年 4 5～9年 5 5年未満

あなたの出身地はどこですか。

(記入欄)

1 秋田市内 2 秋田市以外の秋田県内 3 秋田県外

調査にご協力いただきありがとうございました。
調査結果は、今後秋田市がめざすまちづくりの指針となる、新たな総合計画の策定に反映していきます。

新しい総合計画をつくるため



同封資料

「秋田市しあわせづくり市民意識調査」にご協力をお願いします

市内に住む15歳以上のかたから1万人を無作為に選び、調査票をお送りさせていただきました。11月4日(金)まで、返信用封筒に調査票を入れ、切手を貼らずにポストに入れてください。

このアンケートは、市民のみなさんの考えや意見を秋田市の新しい総合計画に活かしていくために行うものです。その結果は、私たちのまちを今後どのように方向付けていくかを検討するうえでの大切な判断材料となります。

お手数をおかけしますが、よろしくご協力をお願いします。



平成17年10月
秋田市長 佐竹敬久

総合計画とは

総合計画とは、将来めざすべきまちの姿を描き、めざす方向に市政を運営し、さまざまな事業を行っていくための指針となる計画です。秋田市では、昭和36年に第1次計画を作成して以来、おおむね5年ごとにつくり直し、社会の変化に合わせて市政の方向を定めてきました。

現在の第10次秋田市総合計画は平成15年度にスタートしましたが、その後、市町合併によって市域が2倍近く広がったことや、少子高齢化の進行など、社会状況は大きく変化し続けています。こうした変化に合わせて将来の市政の方向を定めるため、来年度、新しい総合計画をつくることとしたものです。

キーワードは「市民協働」と「都市内地域分権」

秋田市では、新しい総合計画をつくるにあたって、「市民協働」「都市内地域分権」という二つの考え方を今後の市政運営の主要な柱にしたいと考えています。

詳しくは次のページをご覧ください。

アンケート回答の参考にしてください

「市民協働」「都市内地域分権」ってどんなこと？

これからの社会では、市民のみなさんと市が役割分担をしながら、住民一人ひとりが主体となってまちづくりをしていくことが重要になっていくと思われます。そのため市では、市民のみなさんがいろいろな判断をできるように情報提供をしたり、まちづくりに参加する機会を増やしたりして、住民や町内会、ボランティア、NPOなどがお互いに連携しながら地域の課題を解決できるような仕組みづくりを検討しています。

地域のことを一番よく知っているのは、なんと言っても市民のみなさんです。「自分たちの地域は自分たちがつくる！」という意欲を持って、市と情報を共有しながらじっくり話し合い、汗を流す仕組みづくり。これが今、秋田市が進めようとしている「市民協働」と「都市内地域分権」です。

※NPO…継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体

市民協働

市民協働とは、
市民と市とのパートナーシップを大切にしながら、
住みよいまちづくりに向けて、
「ともに考え、ともにつくり、ともに実行する」ことです。



●秋田市で今行われている市民協働には、例えばこんなものがあります！

- ◎身近な公園や道路の草刈りや清掃…町内会との協働による側溝の清掃など
- ◎各地区のコミュニティセンターの運営…各コミュニティセンターの管理運営委員会などとの協働による施設運営
- ◎(仮称)西部地域市民サービスセンターのワークショップ…公募した市民との協働による施設内容の検討
- ◎在宅子育てサポート事業の実施…「わんぱくキッズのおでかけプラン」を3つのNPOとの協働により事業実施

このように、市民協働には、目的や進め方、協働するパートナーなどによって多様な形があります。



市民参加は、一人ひとりができるところから、いろんな形で！
市では、市政に積極的に参加していただけるよう、
情報提供と参加機会の拡大を進めていきます。



都市内地域分権

都市内地域分権とは、
「身近な行政サービスを身近な場所で提供できる」
「地域の課題を地域で解決できる」
そのための仕組みをつくろうというものです。
この実現に向けて、次のような検討を進めています。

● 「身近な行政サービスを身近な場所で提供できる」とは…

秋田市は旧河辺町・旧雄和町と合併し、面積は約2倍となりました。市内各地域の個性を大切にしながら、行政サービスを身近な場所で行い、各地域に合ったまちづくりを展開していきたいと考えています。

そのため、合併時に作成した「緑あふれる新県都プラン」では、(仮称)市民サービスセンターを、東部・西部・南部・北部・中央・河辺・雄和の市内7地域に整備することとしています。

このセンターでは、現在、土崎・新屋両支所で行っている窓口サービスに加え、例えば、今まで市役所本庁でしかできなかった福祉関係の申請手続きなど幅広い業務を行えるようにしたいと考えています。

● 「地域の課題を地域で解決できる」とは…

全市的な課題への対応は市役所本庁で、地域の課題はセンターで、という役割分担のもと、センターに課題を解決するための権限や予算を持たせたいと考えています。そのことにより、各地域にふさわしいサービスをより速やかに提供できます。

また、将来的には、センターへ配分された予算は、地域のみなさんの声を聴きながら話し合いで使いみちを決めたり、道路・公園の維持管理や公共施設の運営をしていく、といったことも考えています。



自分たちの経験や能力を活かして、地域をより住みやすく！
そんな思いが、未来の子どもたちに胸を張って自慢できる、
いつまでも住み続けたい秋田市につながります。

「秋田市しあわせづくり市民意識調査」の調査票は、回答をいただいた後、ただちに集計・分析を行います。調査結果は報告書にまとめ、市のホームページでも公表します。

そして来年度、調査結果を踏まえて新総合計画案の作成に入ります。計画案は「しあわせづくり秋田市民公聴条例」に基づいて、市民のみなさんに公表し意見をうかがうほか、学識経験者による委員会での審議も行います。

その後、市議会での議決を経て計画を決定。平成19年4月のスタートをめざします。

この調査から新総合計画の完成まで

調査結果 平成18年3月公表

新総合計画 原案

学識経験者の委員会

市議会での議決

平成19年3月
新総合計画 決定

平成18年
7月ごろ
市民への
原案提示と
意見募集

ぜひ、調査へのご協力をお願いします

- 今回、市内在住の15歳以上のかたから1万人を無作為に選び、調査票をお送りさせていただきました。
- 調査は無記名です。回答内容は全て統計的に処理され、回答者が特定されることはありません。
- 返信用封筒に別紙の調査票を入れ、切手を貼らずに11月4日(金)までポストに入れてください。

あなたの思いをまちづくりに活かしていくため、
ぜひ回答をお願いします。

お問い合わせ 秋田市企画調整課 ☎(866)2032

秋田市しあわせづくり市民意識調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新秋田市総合計画策定の基礎資料となる秋田市しあわせづくり市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）を適正に実施するため秋田市しあわせづくり市民意識調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 市民意識調査の実施に関すること。
- (2) 市民意識調査結果の分析、総括に関すること。
- (3) その他、目的達成上必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 調査委員会は、市長が委嘱する委員10名以内及び分析委員2名、顧問若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。
- 3 委員の任期終了前に調査委員会の目的が達成された場合は、その時点で委嘱を解く。

(委員長等)

第4条 調査委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 調査委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 委員長に事故ある場合においては、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第6条 調査委員会に事務局を置き、事務局員は、企画調整部企画調整課、総務部総務課、財政部財政課および企画調整部市民協働・地域分権推進室の職員をもって充てる。

- 2 事務局の庶務は企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月8日から施行する。

秋田市しあわせづくり市民意識調査委員会名簿

(1) 市民意識調査委員 (50音順、敬称略)

◎池村好道	〔秋田大学副学長、秋田大学教育文化学部教授〕
○木村一裕	〔秋田大学工学資源学部教授〕
小西知子	〔あきたNPOコアセンター理事長〕
賢木新悦	〔北東北広域連携推進協議会会長〕
佐々木久長	〔秋田大学医学部助教授〕
佐藤裕之	〔市民協働推進プロジェクト市民委員会委員長〕
蒔田明史	〔秋田県立大学生物資源科学部助教授〕
渡部毅	〔秋田経済法科大学法学部助教授〕

◎委員長 ○副委員長

(2) 分析委員 (50音順、敬称略)

石沢真貴	〔秋田大学教育文化学部助教授〕
折田仁典	〔秋田工業高等専門学校環境都市工学科教授〕

(3) 顧問 (50音順、敬称略)

伊藤憲一	〔秋田市地域振興参与〕
名古屋昇	〔秋田市地域振興参与〕

(4) 秋田市

木内鑛生	〔秋田市企画調整部長〕
多田正明	〔秋田市企画調整部政策調整主幹〕
高橋善健	〔秋田市企画調整部企画調整課長〕
菅原真	〔秋田市総務部総務課長〕
石谷雄一	〔秋田市財政部財政課長〕
佐藤佐太幸	〔秋田市企画調整部市民協働・地域分権推進室長〕
山田裕之	〔秋田市企画調整部企画調整課長補佐〕
納谷信広	〔秋田市企画調整部企画調整課主席主査〕
藤原健一	〔秋田市企画調整部企画調整課主査〕
栗林律人	〔秋田市企画調整部企画調整課主査〕
藤原守	〔秋田市企画調整部企画調整課主事〕
山上利香子	〔秋田市企画調整部企画調整課主事〕

秋田市しあわせづくり市民意識調査報告書

平成 18 年 3 月発行

編集・発行	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画調整部企画調整課 TEL 018-866-2032 http://www.city.akita.akita.jp
-------	---

集計指導・分析	秋田工業高等専門学校環境都市工学科 教授 折田 仁 典 秋田大学教育文化学部 助教授 石 沢 真 貴
---------	---

グラフ作成・集計 印刷・製本	株式会社北都情報システムズ
-------------------	---------------

